

秩父別町移住体験住宅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秩父別町（以下「町」という。）への移住を希望又は検討している者又はテレワークを検討している事業者に対し、一定期間、町内での生活、環境、雰囲気を経験できる機会を提供するため、移住体験住宅（以下「体験住宅」という。）を設置し、町の移住定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「体験住宅」とは日常生活を営むための家具、電化製品その他の住宅備品を備え、手軽に生活を体験できるよう町が貸し付ける住宅をいう。
- (2)「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。テレワークは働く場所によって、在宅勤務、モバイルワーク、施設利用型（サテライトオフィス）の3つの働き方があるが、この事業では在宅勤務、サテライトオフィスでの利活用をいう。

(名称及び位置等)

第3条 住宅の名称及び位置等は、別表第1とおりとする。

(利用対象者)

第4条 体験住宅を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 町への移住を検討しており、町での日常生活を経験することを希望している者又はテレワークを推進しようとする事業者であること。
- (2) 利用者の利用人数が1棟あたり6人以内であること。ただし、扶養する児童との同居利用など特別な事情があると町長が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 利用者は町外に住民登録を行っている者であること。
- (4) 町内に両親又は親族がおり、里帰りや旅行による利用者でないこと。

(借用申請)

第5条 利用者は、秩父別町移住体験住宅借用申請書（別記様式第1号。以下「借用申請書」という。）に身分証明書等の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、借用する日の14日前までに提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

(貸付許可)

第6条 町長は、前条に規定する借用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、秩父別町移住体験住宅貸付許可書（別記様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 町長は、前条の借用申請をした利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可書を交付しない。

- (1) 移住希望やテレワーク以外の目的で、体験住宅を借用しようとするとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
- (3) その他住宅の管理上支障があるとき。

(契約)

第7条 許可書の交付を受けた利用者は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定に基づき、町長との間で別に定める秩父別町移住体験住宅貸付契約書（別記様式第3号。以下「契約書」という。）により契約を締結するものとする。

2 前項の規定により契約を締結した場合は、法第38条第2項の規定により、契約の更新がないことを書面（別記様式第4号）にて説明を行うものとする。

(貸付期間)

第8条 住宅の貸付期間は、3日（2泊3日）以上30日（29泊30日）以内とし、前条に規定する契約書において定める。

2 貸付期間における入居及び退去を行う時間は、原則として、「秩父別町の休日を定める条例」（平成元年条例第34号）に規定する休日を除く、平日の午前9時から午後3時までの間とする。

(貸付料等)

第9条 利用者は、住宅貸付料（以下「貸付料」という。）として別表第2に掲げる額を、貸付期間開始日までに指定する方法により前納するものとする。

2 町長が特別な理由があると認めた場合は、前項で定める支払期日を変更することができる。

3 第1項の規定により納めた貸付料は、原則これを返還しない。ただし、天災事変等やむを得ない事由により町長が特に認めた場合は、その都度返還割合を決定し返還することができる。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した利用者以外の者が利用・居住しないこと。
- (2) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) 施設周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (5) ごみは、町の決められたルールに従い排出すること。

(6) 住宅の貸付期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。

(7) その他住宅の借用に関し町長が必要と認める事項
(制限される行為)

第11条 利用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書その他の印刷物を屋外に貼付又は配布すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) ペットを同伴すること。
- (8) その他住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(貸付許可の取消し)

第12条 町長は、利用者が次のいずれかに該当すると認めたときは、第6条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定による申請内容に偽りがあったとき。
- (2) 前条の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 貸付料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 貸付許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の規定に基づき貸付許可を取り消したときは、秩父別町移住体験住宅貸付許可の取り消し通知書(別記様式第5号)により当該許可を取り消した者に通知するものとし、第9条により納めた貸付料は返還しない。

3 前2項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、町はその責めを負わない。

(明渡し)

第13条 利用者は、貸付期間が終了する日まで又は前条の規定に基づき貸付許可が解除された場合にあつては直ちに、住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段の明渡しをするときは、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

(再契約)

第14条 利用者は、貸付期間満了日の1週間前までに、当該住宅の予約の申込みがない場合に限り、貸付期間開始日から通算して90日以内の範囲において、再契約できるものとする。ただし、再契約は1回限りとする。

2 前項の規定により再契約する場合、第5条から前条まで、次条から第17条の規定を準

用する。

(立入り)

第15条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを受け入れなければならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は過失により住宅又は設備を破損し、汚損し、及び滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 利用者の借用により生じた軽微な修繕に係る費用については、利用者がその全てを負担するものとする。

(事故免責)

第17条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置	間取り	入居定員
移住体験住宅 A	秩父別町字秩父別 1 5 4 8 番 5	3 LDK	6 名
移住体験住宅 B	秩父別町字秩父別 1 5 4 8 番 2	3 LDK	6 名

別表第2 (第9条関係)

期間	1日あたり (日割)
夏期間 (5月から10月)	1, 667円
冬期間 (11月から4月)	2, 000円

1 住宅貸付料には、光熱水費 (電気料、上下水道料、灯油代、ガス代)、インターネット回線使用料、放送受信料を含む。

2 1以外の寝具、飲食費、日常生活にかかる消耗品、交通費等は借受人の負担とする。